8　変更届出事項及び提出書類等一覧表

提出書類は、①の閲覧用と②の非閲覧用を分けて綴り、それぞれ3部（通常、合計6部）を提出してください。　③の確認資料は綴らず1部だけ提示してください（確認のみで提出不要）。

No	【変更届作成方法】 建設業許可の手引の注意事項や記入例をご参照ください	①提出書類（閲覧用） 表紙（変更届出用）※「閲覧」に○をする	変更届出書（一面二面）（商号・所在地・役員等）	変更届出書（事業年度終了届用）	廃業届	役員等の一覧表	専任技術者一覧表	工事経歴書	直前3年の各事業年度における工事施工金額	使用人数	誓約書	建設業法施行令3条に規定する使用人の一覧表	貸借対照表（法人用）	損益計算書・完成工事原価報告書（法人用）	株主資本等変動計算書	注記表	附属明細書	事業報告書	貸借対照表（個人用）	損益計算書（個人用）	健康保険等の加入状況	定款
	様式番号	—	22号2	—	22号4	1号別紙一	1号別紙四	2号	3号	4号	6号	11号	15号	16号	17号	17号2	17号3	—	18号	19号	20号3	—
	平成27年4月～の様式変更・新設等	変更	変更	変更		変更	新設	記載要変更		変更	変更	変更	記載要変更				記載要変更		記載要変更			
	平成28年6月～の様式変更・新設等	変更	変更	変更	変更	変更	記載要変更														変更	
	平成28年11月～の様式変更・新設等	修正	変更	変更	変更		記載要変更															
1	商号（法人）	○	○																			
2	名称（個人）	○	○																			
3	営業所の所在地	○	○																			
4	従たる営業所の名称	○	○																			
5	①従たる営業所の新設	○	○				○				○	○										
	②従たる営業所の廃止	○	○				○					○										
6	①従たる営業所の業種追加	○	○				○															
	②従たる営業所の業種廃止	○	○				○															
7	資本金の額　*8	○	○																			
8	①役員等の追加・交替	○	○			○					○											
	②役員等の削除	○	○			○																
9	個人事業主の氏名変更	○	○																			
10	支配人の変更	○	○								○	○										
11	建設業法施行令3条の使用人	○	○								○	○										
12	経営業務管理責任者	○	○																			
13	①専任技術者（一般）	○	○				○															
	②専任技術者（特定）	○	○				○					△*3									△*11	
14	①事業年度終了報告（個人）	○		○				○	○	○		△*3							○	○	△*11	
	②事業年度終了報告（法人）	○		○				○	○	○		△*3	○	○	○	○	△*4	△株式会社のみ			△*11	△*3
15	一部の許可業種について専任技術者を欠いたとき	○	○		○		○															
16	許可業種の全部廃業 **※提出は１部だけでよい**				○																	
17	許可業種の一部廃業	○	○		○		○															

No	②提出書類（非閲覧用） 表紙（変更届出用）※「非閲覧」に○をする	経営業務の管理責任者証明書	経営業務の管理責任者の略歴書	専任技術者証明書（新規・変更）	届出書（経管・専技の削除等）	資格証明書 実務経験証明書	指導監督的実務経験証明書	許可申請者の住所、生年月日等に関する調書	建設業法施行令第３条に規定する使用人の調書	株主（出資者）調書	商業登記事項証明書（履歴事項全部証明書に限る）	事業税納付済額証明書（知事許可業者の場合）	登記されていないことの証明書（成年被後見人・被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書）（郵送なら東京法務局）又は医師の診断書 ※岡山法地方務局で取得	身分証明書（成年被後見人・被保佐人とみなされる者に該当せず、破産者で復権をえないものに該当しない旨の市町村長の証明書）※本籍地の市町村役場で取得	商業支配人登記事項証明書	③確認資料 戸籍抄本（謄本）	【健康保険及び厚生年金保険分】「領収書又は納入証明書」の写し・【雇用保険分】「労働保険概算・確定保険料申告書」の控え＋「領収書」の写し	健康保険証（社会保険）の写し　*7	提出期限 二週間以内	三十日以内	四ヶ月以内
	様式番号	—	7号	7号別紙	8号	22号3	9号	10号	12号	13号	14号										
	平成27年4月～の様式変更・新設等	変更	変更	新設	変更				変更	変更											
	平成28年6月～の様式変更・新設等	変更			変更				記載要変更	変更											
	平成28年11月～の様式変更・新設等	修正			変更																
1	商号（法人）	○										○								○	
2	名称（個人）																			○	
3	営業所の所在地	○										△*6								○	
4	従たる営業所の名称	○										△*6								○	
5	①従たる営業所の新設	○			○		○	△*1		○		△*6		○	○				○	○	
	②従たる営業所の廃止	○				○						△*6								○	
6	①従たる営業所の業種追加	○			○		○	△*1											○	○	
	②従たる営業所の業種廃止	○			△*2	△*2	△*2												△*2	○	
7	資本金の額　*8	○									○	○								○	
8	①役員等の追加・交替	○							○		△*9	△*6		△*10	△*10					○	
	②役員等の削除	○									△*9	△*6								○	
9	個人事業主の氏名変更																○			○	
10	支配人の変更	○								○				○	○	○	△*5			○	
11	建設業法施行令3条の使用人	○								○				○	○		△*5			○	○
12	経営業務管理責任者	○	○	○													△*5			○	○
13	①専任技術者（一般）	○			○		○										△*5			○	○
	②専任技術者（特定）	○			○		○	△*1									△*5			○	○
14	①事業年度終了報告（個人）	○											○					△*11			○
	②事業年度終了報告（法人）	○											○					△*11			○
15	一部の許可業種について専任技術者を欠いたとき	○				○														○	
16	許可業種の全部廃業 **※提出は１部だけでよい**																			○	
17	許可業種の一部廃業	○			△*2	△*2	△*2												△*2	○	

注1）△*1:特定建設業許可業者において、1級の資格者等ではなく、指導監督的実務経験を有する者が専任技術者になる場合に必要。

注2）△*2:専任技術者を削除する場合で交替する者がいる場合は様式第8号・資格証明書・社会保険が、交替する者がいない場合は第22号の3が必要。

注3）△*3:変更があった場合のみ必要。

注4）△*4:資本金の額が1億円超、又は負債の部の合計額が200億円以上の法人についてのみ必要。

注5）△*5:婚姻等により氏名変更された場合に必要。

注6）△*6:登記事項となっている場合のみ必要。

注7）　*7については直近の厚生年金標準報酬決定通知書(年金事務所の受付印のあるものに限る)でも可。
なお75歳以上の方等後期高齢者に該当する方は、平成20年4月1日から社会保険に替えて後期高齢者医療被保険者証、賃金台帳、源泉徴収票、常勤していること等の申立書が必要です（手引きp61参照）。

注8）　*8については、総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上を有する出資者のメンバーにも増減があった場合には、役員等の変更届の提出も併せて必要です。

注9）△*9:株主、出資者に変更があった場合のみ必要。

注10）△*10:追加になる役員（取締役、理事等）分のみ必要。株主、出資者、相談役、顧問のみに該当する場合は不要。

注11）△*11:前回提出分から加入状況、事業所整理記号等に変更がある場合のみ必要（従業員数のみに変更がある場合には添付不要。）